



宮 崎 県 公 報

令和 7 年 9 月 22 日（月曜日） 第 648 号

発 行 宮 崎 県
印 刷 宮 崎 市 旭 1 丁 目 6 番 25 号
K・P クリエイションズ株式会社発 行 定 日 毎週月・木曜日
購読料（送料共） 1 年 64,800 円

目 次

告 示

- 指定自立支援医療機関（精神通院医療）の所在地
地の変更……………（障がい福祉課） 1
- 道路の区域の変更……………（道路保全課） 1
- 道路の供用の開始（5 件）……………（ ） 1

- 臨港地区内の分区の指定の一部を改正する告示……………（港湾課） 2
- 公 告
- 県民栄誉賞の受賞者氏名及びその事績……………（秘書広報課） 3
- 不服申立ての処理状況……………（総務課） 3
- 土地改良区の役員の就退任の届出……………（団体指導検査課） 6
- 土地改良区の役員の退任の届出……………（ ） 6
- 都市計画の変更図書の写しの縦覧（2 件）……………（都市計画課） 6
- 落札者等の公告…………… 6

告 示

宮崎県告示第 603号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第 123号）第64条の規定により、精神通院医療を行う指定自立支援医療機関の所在地の変更について次のとおり届出があった。

令和 7 年 9 月 22 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

名 称	所在地	所在地		変 更 年月日
		変更前	変更後	
まいづる訪問 看護リハビリ ステーション	高鍋町	児湯郡高鍋 町大字南高 鍋7057番地 1	児湯郡高鍋 町大字北高 鍋3291－3 田園ビル 2 02・203号 室	令和 7 年 9 月 3 日

宮崎県告示第 604号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 1 項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、令和 7 年 9 月 22 日から同年 10 月 6 日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和 7 年 9 月 22 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

路線 番号	道路の 種 類	路線名	区 間	新旧 の別	敷地の 幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
304	県道	木城高 鍋線	児湯郡木城 町大字椎木 字出店4182 番14地先か ら同郡同町 同大字同字 4182番13地	旧	16.8～ 19.7	12.9
				新	16.8～ 19.4	12.9

先まで

宮崎県告示第 605号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 2 項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、令和 7 年 9 月 22 日から同年 10 月 6 日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和 7 年 9 月 22 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

路線 番号	道路の 種 類	路線名	区 間	供用開始の期日
214	県道	上祝子 綱の瀬 線	延岡市北方 町下鹿川字 西畑申 566 番96地先か ら同市同町 下鹿川同字 申 566番96 地先まで	令和 7 年 9 月 22 日

宮崎県告示第 606号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 2 項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、令和 7 年 9 月 22 日から同年 10 月 6 日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和 7 年 9 月 22 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

路線 番号	道路の 種 類	路線名	区 間	供用開始の期日
214	県道	上祝子 綱の瀬	延岡市北方 町下鹿川字	令和 7 年 9 月 22 日

		線	西畑申 566 番96地先か ら同市同町 下鹿川同字 申 566番95 地先まで	
--	--	---	---	--

宮崎県告示第 607号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第2項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、令和7年9月22日から同年10月6日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和7年9月22日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

路線 番号	道路の 種 類	路線名	区 間	供用開始の期日
214	県道	上祝子 綱の瀬 線	延岡市北方 町下鹿川字 西畑申 566 番98地先か ら同市同町 下鹿川同字 申 566番98 地先まで	令和7年9月22日

宮崎県告示第 608号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第2項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、令和7年9月22日から同年10月6日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和7年9月22日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

路線 番号	道路の 種 類	路線名	区 間	供用開始の期日
316	県道	小川越	児湯郡西米	令和7年9月22日

宮崎県告示第 610号

臨港地区内の分区の指定（昭和40年宮崎県告示第 172号）の一部を次のように改正する。

令和7年9月22日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
6 日向延岡新産業都市計画臨港地区細島港臨港地区内の分区 (1) 商港区（別紙図面赤色の部分） 日向市竹島町の一部、船場町の一部、大字日知屋字新開、 字堀川、字大浜、字畑浦、字西ノ原、字越ノ元及び字片ヶ浜 の各一部並びに大字細島字地蔵町及び字八坂町の各一部	6 日向延岡新産業都市計画臨港地区細島港臨港地区内の分区 (1) 商港区（別紙図面赤色の部分） 日向市竹島町の一部、船場町の一部、大字日知屋字新開、 字堀川、字大浜、字畑浦、字西ノ原、字越ノ元及び字片ヶ浜 の各一部並びに大字細島字地蔵町及び字八坂町の各一部

		野尾線	良村大字越 野尾字窪 2 45番33地先 から同郡同 村同大字同 字 245番33 地先まで	
--	--	-----	--	--

宮崎県告示第 609号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第2項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、令和7年9月22日から同年10月6日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和7年9月22日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

路線 番号	道路の 種 類	路線名	区 間	供用開始の期日
355	県道	旭村木 脇線	東諸県郡国 富町大字三 名字加藍尾 1815番1地 先から同郡 同町同大字 字東長原18 16番5地先 まで 東諸県郡国 富町大字三 名字東長原 1823番5地 先から同郡 同町同大字 同字1826番 7地先まで	令和7年9月22日

(2) 工業港区（別紙図面青色の部分）

日向市竹島町の一部、船場町の一部並びに大字日知屋字新開、字堀川、字畑浦及び字貞平開の各一部

(3) 漁港区（別紙図面紫色の部分）

日向市大字日知屋字大浜の一部並びに大字細島字八坂町、字八幡町及び字伊勢町の各一部

(4) 保安港区（別紙図面黄色の部分）

日向市大字日知屋字畑浦の一部

(5) 修景厚生港区（別紙図面緑色の部分）

日向市大字日知屋字畑浦及び字八幡ノ元の各一部

(2) 工業港区（別紙図面青色の部分）

日向市竹島町の一部、船場町の一部並びに大字日知屋字新開、字堀川、字畑浦及び字貞平開の各一部

(3) 漁港区（別紙図面紫色の部分）

日向市大字日知屋字大浜の一部並びに大字細島字八坂町、字八幡町及び字伊勢町の各一部

(4) 保安港区（別紙図面黄色の部分）

日向市大字日知屋字畑浦の一部

(5) 修景厚生港区（別紙図面緑色の部分）

日向市大字日知屋字畑浦及び字八幡ノ元の各一部

（「別紙図面」は、省略し、その図面を宮崎県県土整備部港湾課及び宮崎県北部港湾事務所に備え置いて縦覧に供する。）

公 告

宮崎県県民栄誉賞表彰規則（平成12年宮崎県規則第 127号）第 2 条の規定により、令和 7 年 9 月 5 日付けで県民栄誉賞を受けたものの氏名及びその事績は、次のとおりである。

令和 7 年 9 月 22 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

1 氏名

伊藤 一彦

2 事績

若山牧水賞の創設に尽力し、運営委員及び選考委員として、同賞を全国に誇れる短歌文学賞へと育て上げた。県内各地で幅広い世代の県民が短歌に親しむ機会を創出し、県民に大きな感動と、郷土に対する自信と誇りを醸成した。

行政不服審査法施行条例（平成27年宮崎県条例第47号）第15条の規定により、令和 6 年度における不服申立ての処理状況を次のとおり公表する。

令和 7 年 9 月 22 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

不服申立てに係る処分又は不作为 （ 根 拠 法 令 ）	審 査 庁	不服申立て年月日	審 理 員 意 見 書 提 出 年 月 日	宮 崎 県 行 政 不 服 審 査 会			裁 決 等 年 月 日	裁 決 等 の 内 容
				諮 問 年 月 日	答 申 年 月 日	答申の内容		
費用返還決定処分（生活保護法）	宮崎県知事	令和 3 年 6 月 11 日	—	—	—	—	—	—
障害児福祉手当有期再認定却下処分（特別児童扶養手当等の支給に関する法律）	宮崎県知事	令和 4 年 6 月 14 日						取下げ
原状回復命令（宮崎県港湾管理条例）	宮崎県知事	令和 4 年 6 月 28 日	令和 5 年 1 月 27 日	令和 5 年 2 月 1 日				取下げ
戒告処分（行政代執行法）	宮崎県知事	令和 4 年 6 月 28 日	令和 5 年 1 月 27 日	令和 5 年 2 月 1 日				取下げ
行政代執行処分（行政代執行法）	宮崎県知事	令和 4 年 9 月 22 日	令和 5 年 1 月 27 日	令和 5 年 2 月 1 日				取下げ
保護変更決定処分（生活保護法）	宮崎県知事	令和 5 年 6 月 1 日	令和 6 年 11 月 1 日	令和 6 年 11 月 18 日	令和 7 年 3 月 11 日	棄却裁決は 妥当である	—	—
行政代執行費用納付命令（行政代執行法）	宮崎県知事	令和 5 年 8 月 31 日	令和 6 年 7 月 12 日	令和 6 年 8 月 5 日				取下げ
運転免許更新処分（道路交通法）	宮崎県公安委員会	令和 5 年 12 月 6 日					令和 6 年 7 月 11 日	棄却

陳謝処分及び出席停止処分（地方自治法）※	宮崎県知事	令和5年 12月27日					—	—
保護変更決定処分（生活保護法）	宮崎県知事	令和6年 1月4日	—	—	—	—	—	—
精神障害者保健福祉手帳交付決定処分（精神保健及び精神障害者福祉に関する法律）	宮崎県知事	令和6年 2月27日						取下げ
費用返還決定処分（生活保護法）	宮崎県知事	令和6年 3月29日						審理手続 終了（審 査請求人 死亡及び 承継人不 存在）
介護給付費返還請求（民法）	宮崎県介護保険審 査会	令和6年 4月5日					令和6年 6月26日	却下
費用返還決定処分（生活保護法）	宮崎県知事	令和6年 4月14日	—	—	—	—	—	—
介護報酬返還請求処分（介護保険法）	宮崎県介護保険審 査会	令和6年 4月24日					令和6年 7月31日	棄却
一時保護の委託決定に関する処分（児童福祉法）	宮崎県知事	令和6年 7月2日						取下げ
要介護状態区分の認定処分（介護保険法）	宮崎県介護保険審 査会	令和6年 7月4日						取下げ
予防接種健康被害給付金不支給決定処分（予防接種法）	宮崎県知事	令和6年 8月8日						取下げ
身体障害者手帳再交付決定処分（身体障害者福祉法）	宮崎県知事	令和6年 8月15日						取下げ
予防接種健康被害給付金不支給決定処分（予防接種法）	宮崎県知事	令和6年 8月19日						取下げ
介護給付費等支給決定処分（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律）	宮崎県知事	令和6年 9月4日						取下げ
精神障害者保健福祉手帳交付決定処分（精神保健及び精神障害者福祉に関する法律）	宮崎県知事	令和6年 9月13日	—	—	—	—	—	—
介護保険料の賦課決定処分及び特別徴収決定処分（介護保険法）	宮崎県介護保険審 査会	令和6年 9月17日					令和7年 2月25日	棄却
予防接種健康被害給付金不支給決定処分（予防接種法）	宮崎県知事	令和6年 9月30日	—	—	—	—	—	—

精神障害者保健福祉手帳交付決定処分（精神保健及び精神障害者福祉に関する法律）	宮崎県知事	令和6年 10月7日	—	—	—	—	—	—
精神障害者保健福祉手帳交付決定処分（精神保健及び精神障害者福祉に関する法律）	宮崎県知事	令和6年 10月29日	—	—	—	—	—	—
予防接種健康被害給付金不支給決定処分（予防接種法）	宮崎県知事	令和6年 11月6日						取下げ
一時保護の決定に関する処分（児童福祉法）	宮崎県知事	令和6年 11月19日						取下げ
要介護状態区分の認定処分（介護保険法）	宮崎県介護保険審査会	令和6年 11月27日						取下げ
介護保険第2号被保険者相当要介護・要支援認定処分（生活保護法による介護扶助の運営要領について）	宮崎県知事	令和6年 11月27日	—	—	—	—	—	—
保護変更決定処分（生活保護法）	宮崎県知事	令和6年 12月3日	—	—	—	—	—	—
要介護状態区分の認定処分（介護保険法）	宮崎県介護保険審査会	令和6年 12月3日					—	—
生活保護における指導指示（生活保護法）	宮崎県知事	令和6年 12月9日						取下げ
費用返還決定処分（生活保護法）	宮崎県知事	令和6年 12月11日	—	—	—	—	—	—
一時保護の委託決定に関する処分（児童福祉法）	宮崎県知事	令和6年 12月16日						取下げ
精神障害者保健福祉手帳交付決定処分（精神保健及び精神障害者福祉に関する法律）	宮崎県知事	令和6年 12月25日	—	—	—	—	—	—
運転免許更新処分（道路交通法）	宮崎県公安委員会	令和7年 1月16日					—	—
運転免許更新処分（道路交通法）	宮崎県公安委員会	令和7年 1月27日					—	—
予防接種健康被害給付金不支給決定処分（予防接種法）	宮崎県知事	令和7年 1月29日	—	—	—	—	—	—
要介護状態区分の認定処分（介護保険法）	宮崎県介護保険審査会	令和7年 2月12日					—	—

身体障害者手帳交付申請却下決定 処分（身体障害者福祉法）	宮崎県知事	令和 7 年 3 月 26 日	—	—	—	—	—	—
---------------------------------	-------	--------------------	---	---	---	---	---	---

※地方自治法に基づく審決申請

土地改良法（昭和24年法律第 195号）第18条第18項の規定により、五十鈴土地改良区（門川町）の役員の就任及び退任について次のとおり届出があった。

令和 7 年 9 月 22 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

1 就任した役員

役 名	氏 名	住 所
理 事	岩 崎 礼 二	東臼杵郡門川町大字川内6368番地 9

（任期：令和 9 年 3 月 31 日まで）

2 退任した役員

役 名	氏 名	住 所
理 事	江 川 俊 郎	東臼杵郡門川町大字川内6953番地

土地改良法（昭和24年法律第 195号）第18条第18項の規定により、向山土地改良区（高千穂町）の役員の退任について次のとおり届出があった。

令和 7 年 9 月 22 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

退任した役員

役 名	氏 名	住 所
理 事	飯 干 和 昭	西臼杵郡高千穂町大字向山3663番地

都市計画法（昭和43年法律第 100号）第21条第 2 項において準用する同法第20条第 1 項の規定により都市計画の図書の写しの送付を受けたので、同法第21条第 2 項において準用する同法第20条第 2 項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

令和 7 年 9 月 22 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 都市計画を定める者の名称
都城市
- 都市計画の種類及びその名称
 - 種類
都城広域都市計画道路
 - 名称
3・4・62号甲斐元通線
- 縦覧場所
宮崎県県土整備部都市計画課
宮崎県都城土木事務所

都市計画法（昭和43年法律第 100号）第21条第 2 項において準用する同法第20条第 1 項の規定により都市計画の図書の写しの送付を受けたので、同法第21条第 2 項において準用する同法第20条第 2 項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

令和 7 年 9 月 22 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 都市計画を定める者の名称
都城市
- 都市計画の種類及びその名称
 - 種類
都城広域都市計画道路
 - 名称
3・6・57号下長飯通線
3・6・60号神田川崎通線
- 縦覧場所
宮崎県県土整備部都市計画課
宮崎県都城土木事務所

落札者等の公告

一般競争入札により落札者を決定したので、次のとおり公示する。

令和 7 年 9 月 22 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 落札に係る調達件名
X線マイクロアナライザの賃貸借及び保守
- 契約に関する事務を担当する部局等の名称及び所在地
宮崎県警察本部警務部会計課 宮崎市旭 1 丁目 8 番 28 号
- 落札者を決定した日
令和 7 年 8 月 28 日
- 落札者の氏名及び住所
三菱 H C キャピタル株式会社
福岡市博多区店屋町 1 番 35 号
- 落札金額
103, 719, 000 円（消費税込み）
- 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 一般競争入札の公告を行った日
令和 7 年 6 月 9 日